財政特集

20年度決算に基づく 財政の健全性に関する指標を公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布されたことにより、昨年度から財政の健全性に関する指標を公表しています。

21年4月からは法律が全面施行され、「健全化判断比率」、「資金不足比率」のいずれかの指標が国で定める基準を超えた場合、財政の健全化や財政の再生および公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定することが義務付けられました。

市は、20年度決算に基づく財政指標を算出しましたのでお知らせします。なお、いずれの指標も基準内でしたので、財政健全化等の計画を作成する必要はありません＝左記事参照。

すべての比率が基準内 ～西宮市の健全化判断比率・資金不足比率

西宮市の平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は各表のとおりです。

なお、西宮市の指標はいずれも国が定める基準を超えていません。昨年度は経営健全化基準以上であった中央病院事業会計の資金不足比率は、今年度は経営健全化基準を下回っています。

○健全化判断比率

区　分	平成20年度	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	11.25%	20.0%
連結実質赤字比率	－	－	16.25%	40.0%
実質公債費比率	13.4%	13.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	100.1%	116.2%	350.0%	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため、「－」と表示しています

○資金不足比率

区　分		平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
公営企業会計	水道事業会計	－	－	20.0%
	工業用水道事業会計	－	－	20.0%
	中央病院事業会計	11.3%	21.7%	20.0%
	下水道事業会計	－	－	20.0%
特別会計	食肉センター特別会計	－	－	20.0%
	市街地整備事業特別会計		－	20.0%

※中央病院事業会計以外の会計は資金不足額がないため、「－」と表示しています

※特別会計のうち、地方公営企業法非適用の公営企業に該当する会計はこの指標の対象となります。「市街地整備事業特別会計」は、平成20年度は事業費（決算値）がありませんでした

市の財政状況を示す〝健全化判断比率〟

健全化判断比率には「実質赤字比率（※1）」、「連結実質赤字比率（※2）」、「実質公債費比率（※3）」、「将来負担比率（※4）」の4つの比率があります。「連結実質赤字比率」や「将来負担比率」では公営企業会計や損失補償をしている第三セクターなども対象になっていますので、市全体の財政状況を客観的に表す指標になっています。なお、指標ごとには、いわゆるイエローカードにあたる早期健全化基準と、レッドカードにあたる財政再生基準が設けられています。いずれかの指標が早期健全化基準以上になると財政健全化計画を作成したうえ、議会の承認を得なければなりません。また、いずれかの指標が財政再生基準以上になると財政再生計画を作成し、総務大臣の同意を得なければならず、計画に沿った予算編成が求められます。

公営企業の経営状況を示す〝資金不足比率〟

公営企業については、企業ごとに算出する「資金不足比率（※5）」があります。また、一部の特別会計もこの指標の対象になります。この比率には経営健全化基準が定められており、基準以上になると経営健全化計画を策定したうえ、議会の承認を得なければならず、計画に基づいて経営の健全化が進められることになります。

用語解説

※1《実質赤字比率》
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

※2《連結実質赤字比率》
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

※3《実質公債費比率》
一般会計等が負担する公債費の元利償還金およびそれに準ずるものの標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率です。この比率のみ17年度決算から公表していて、19年度決算から国において算定方法が変更されました。

※4《将来負担比率》
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含む）の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率です。

※5《資金不足比率》
各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示しています。

インフォメーション

◆市から

障害のある人を対象にNHK放送受信料減免、地デジチューナーの給付

障害のある人を対象にしたNHK放送受信料の減免手続きを市の窓口で受け付けています。

精神に障害のある人は健康増進課（保健所2階☎0798・26・3160）、知的または身体に障害のある人は障害福祉課（市役所本庁舎1階☎0798・35・3194）で手続きを。

すでに申請している人は新たな手続きは不要です。免除基準について詳しくはNHK神戸放送局尼崎営業センター（06・6412・1121）へ問合せを。

また、総務省はアナログテレビで地上デジタル放送を見るために必要な簡易チューナーを、無料給付するなどの支援を行っています。対象はNHK放送受信料の全額免除を受けている世帯（市民税非課税世帯の障害者世帯など）です。

◆官公署から

税の無料相談所を開設

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

西宮税務署は「税の無料相談所」を11月11・12日の午前10時から午後4時まで、アクタ西宮東館2階中央広場に開設します。

問合せは西宮税務署（0798・34・3930）へ。

問合せは総務省地デジチューナー支援実施センター（0570・033840）へ。※すでに購入したチューナーやアンテナ改修については対象外

《関連事業》

◆地デジ相談窓口を設置　11月2日～27日の午前9時半～正午、午後1時～4時に市役所本庁舎1階で。総務省兵庫県テレビ受信者支援センター（デジサポ兵庫）職員が応対。問合せはデジサポ兵庫（078・325・1461…午前10時～午後6時）へ

兵庫県台風第9号災害義援金総額22万5375円に

「兵庫県台風第9号災害義援金」の受付は9月30日で終了しました。義援金の総額22万5375円は兵庫県台風第9号災害義援金募集委員会を通じ、被災者等の支援に役立てられます。

問合せは防災・安全総務グループ（0798・35・3662）へ。

公園を清掃する団体を募集

公園や街路の緑は、安らぎを与えるだけでなく、交通騒音の緩和などの効果があります。公園や街路樹の落ち葉清掃に皆さんのご協力をお願いします。

また市は、地域の公園の清掃等の維持管理をする団体を募集しています。現在181の団体が参加し、市内224カ所の公園の清掃に取り組んでいます。

申込方法など問合せは公園緑地グループ（0798・35・3611）へ。

◆リサイクル図書市民無料配布　10月29日の午前10時～午後4時半に鳴尾図書館で。約6500冊。問合せは鳴尾図書館（0798・45・5003）へ　※児童書の配布はありません

◆西宮市人権・同和教育研究集会を開催　11月8日午前9時半から大社中学校で。特別部会（テーマは「はじめて人権教育に取り組む方、取り組み始めた方へ」）、学校教育分科会ほか。参加費無料。問合せは人権教育推進グループ（0798・35・3892）へ

◆協働事業「はらっぱ土曜子育て相談室」　11月28日、12月19日、来年1月23日、2月27日、3月20日の午前10時半～正午にはらっぱ保育所で。子育てについての疑問や悩みについて元幼稚園養護教諭が応対。参加費無料。定員あり。申込方法など問合せははらっぱ保育所（0798・22・3561）へ　※託児あり

◆EWC環境パネル展作品募集　環境学習・活動に関する1年間の取り組みを募集（展示は来年3月3日～7日に市民ギャラリーで）。申込は11月1日～1月15日にEWC事務局（0798・67・4520…西宮市環境学習サポートセンター内）へ

◆その他

西宮市土地開発公社 市南部地域で宅地分譲

西宮市土地開発公社は、宅地分譲を入札により行います。

分譲地・区画数は、大谷町4区画、松園町、高木西町、高木東町4区画の計10区画です。申込方法など詳しくは11月10日から同公社（市役所東館8階）、市役所本庁舎総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布するパンフレットや、市のホームページ（アドレスはページ下参照）をご覧ください。

問合せは西宮市土地開発公社（0798・34・7262）へ。

女性の人権ホットライン 強化週間は土・日曜も受付

神戸地方法務局・兵庫県人権擁護委員連合会は、女性に対する人権侵害の相談に、主に女性の人権擁護委員が応じる「女性の人権ホットライン」（0570・070・810）を開設しています。11月15日から21日までを強化週間として、平日の相談時間の延長と土・日曜の相談を実施します。相談無料。

【強化週間中の受付時間】11月16日～20日…午前8時半～午後7時▽11月15・21日…午前10時～午後5時

パーソントリップ調査 都市圏の交通計画の資料に

京阪神都市圏交通計画協議会は、パーソントリップ調査の事前調査を実施します。

この調査は、日常生活での交通手段などについて調べるものです。調査結果は、都市圏のまちづくりや防災などの計画を策定する際の資料になります。11月に無作為に抽出した家庭に調査票を郵送します。また、郵送調査対象者以外の人も京阪神都市圏交通計画協議会のホームページ（http://www.keihanshin-pt.com）から回答することができます。

問合せは県都市計画課（078・341・7711）へ。